

神戸薬科大学動物実験施設運営委員会規程

(設置)

第1条 神戸薬科大学は、動物実験等の適正な実施のために、神戸薬科大学動物実験施設運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、動物実験施設（以下「施設」という）運営の円滑化及び衛生管理を目的とし、良質の実験動物の飼育管理を行うことにより、生命科学の研究・教育の推進に寄与する。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成し、委員長は、委員の互選により選出する。

- (1) 専任教員5名
- (2) 管理者
- (3) 事務局長
- (4) 施設課長

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員は、同一研究室より1名とする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めたときは、他の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員長は、動物実験委員会の委員長を兼任することはできない。

(任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じた場合、新たに補充される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の成立)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(任務)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 施設の運営の方針に関する事項
- (2) 施設の子算案に関する事項
- (3) 施設の管理運営規則及び利用規則等に関する事項
- (4) 施設の衛生管理に関する事項
- (5) その他施設運営上必要と認めた事項

(議事録)

第8条 委員会は、議事録を備え、その作成及び保管は施設課が担当する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和54年5月24日から施行する。

昭和59年7月26日改正

平成5年4月1日改正

平成6年3月10日改正(第4条)

平成6年4月1日改正(大学名称変更)

平成8年4月1日改正(施設名称・委員会名変更)

平成26年10月1日改正

平成27年4月1日改正